

平成31年度第1回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月10日(水) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町役場2階 第1・第2会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	中澤	一博				
委員	2番	小宮山	晃次	3番	春摘	要	
	4番	小川	啓介	5番	葉狩	健一	
	6番	福安	健	7番	國岡	美保子	
	8番	池本	英夫	9番	植木	克茂	
	10番	藤原	康生	11番	寺坂	富雄	
	12番	竹下	るみ子	13番	山中	眞守	

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	前川	義則	16番	草刈	章博
17番	平尾	晴次	18番	西沖	和己

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のについて

議案第2号 非農地等現況証明願の決定のについて

議案第3号 農業振興地域整備計画変更の意見決定のについて

議案第4号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定のについて

議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定のについて

第3 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書のについて

報告第2号 農地法施行規則第29条第1号第1項の規定による農地転用届のについて

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米本勝彦 書記 安道千景

8. 会議の概要

(開 会 午後2時03分)

事務局長

ただ今から、平成31年度第1回智頭町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。

それでは、挨拶および議事進行につきまして、小林会長よろしく申し上げます。

会 長

皆さん、こんにちは。本日の農業委員会の総会は、平成最後の農業委員会総会ということになります。

先だって国の方から、平成天皇の退位と、皇太子が天皇への即位ということで、新元号が令和ということに決定されました。これは万葉集の中からやられ、尚且つ国府町、関係を伴います大伴家持ですか、国府町におかれましては、観光、その他の誘致にも大きく影響するのではなかろうかなという感じがしております。

この万葉集の文面を見ますと、「初春の令月にして、気淑く風和ぎ、梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫す」と詠っております。この内容は、新春の好き月、空気は美しく風は柔らかに、梅は美女の鏡の前に装う白粉のごとく白く咲き、蘭は身を飾った衣の如き香りを漂わせている、という言葉だそうでございます。そこで、安倍内閣総理大臣は若い者への思いということを申しておられまして、これには、次の時代を担う若者達が明日への希望と共に、それぞれの花を大きく咲かせることができると、希望に満ちあふれた日本を作り上げて行きたいと、こういうふうにおっしゃっておられます。ここ一日、二日前をみますと、この「令和」の支持率が80パーセントぐらいまで上がっておるということで、非常にこの元号に好感が持たれておるのではということでもあります。

また、農業委員会の関係でございますが、多面的機能支払が14年度を第1期として5年間に過ぎ、19年度から第2期に入るわけでございます。これにつきましては、農地や水路を保全する地域を支援する農水省の多面的機能支払交付金が2019年度から第2期に入ってきたと。14年度から始まった第1期目は、遊休農地の発生・制限に効果を上げた反面、後半の取り組みの面積は頭打ちになっておるようでございます。これ、平成11年度から、それぞれ努力したけれども、それほど効果ながなかったと新聞ではうたっておりますけれども、この活動組織数も減少に転じてきたということで、農水省は19年度に新たな助成措置を用意して、現場への活動を梶子入れしたいと考えておると。これについては、耕作放棄を防ぎ、農地維持、貢献化することが必要であるということでもあります。

この交付金は日本型の直接支払の一部として始まったものであります。担い手への農地の集積を進める一方で、農地の保全には地域ぐるみの取り組みが狙いでありまして、先だって、これも智頭町の、各集落においてのアンケー

ト調査を行ったわけでございますけれど、その結果が出ており、それぞれの集落で取り組み掛けておられるということでございます。このことは、智頭町全域にわたっての取り組みが必要ではなかろうかなと、こういうふうに思っておるところであります。

当然、2期目におきましても、農地の法面の草刈りや水路の泥上げなどを支援する農地維持支払、それから、農道や水路の整備などを支援する資質向上支払で構成されていくということでございます。農水の調査では、リーダーが60才以上の組織が88パーセントと大半を占めており、その中で63パーセントが人材育成を行っていないというのが現状だそうでございます。そういう回答の中で、将来を見据えた組織作りが進んでいない状況が浮き彫りになっておることです。智頭町も内容から見ても同じであります。

そこで、組織リーダーの年齢を農政が調査した結果、40代が2パーセント、50代が10パーセント、60代が50パーセント、70代が33パーセント、80代が50パーセントということで、なかなか若手の担い手の受入れというなり、そういうものが追いついていないというのが現状のようであります。こういうことも踏まえまして、農業委員、最適化推進委員各位におかれましては、それぞれ地域の実態を十分認識された上で、取り組みをお願い申し上げたいと思っております。

もう一点は、先だって、ある農家の方が私の方に農地の問題で相談に來られました。これは富沢の方でございます。皆さんもご存じのように、30年以上も前から減反政策ということもあり、生産調整ということで、一番厳しいときは耕作面積の40パーセントあまりというものが生産調整になっていたということであります。昨年からは田が外れ、作りたい方ははくらくら作ってもよいということでございますけれども、その中で、この団地は生産調整をやるということで長年やられたところが、今度は水稻に、水田に戻そうとすると水路の問題等々が出てきたと。やはり、智頭町の各集落におかれましても、生産調整で減反に協力された方が、そこだけで責任を持って再生対策を講じろということにつきましては、なかなか大変なことではなかろうかなということでございます。我々農業委員並びに農地利用最適化推進委員がリーダー的な立場に立って、そういう課題・問題点、特にそういうところは遊休農地の発生もあり、それから耕作放棄地ということで、発生防止、対策等々が必要になってこようかと思っておりますけれども、それぞれ集落の方で課題・問題点があればその相談にのっていただくということもありますし、出た課題・問題点を行政に持ちかけますと、行政の組織の中身があまりにも縦割り方式のものか捉え方が、非常に智頭町においてもあるようでございます。ですから、やはり横のつながりというものも行政の中に必要でありますし、町職員の中でも共通認識の中で、町民からの課題問題点が提起されましたら、行政は解決する義務があるわけでございます。そういうことも加えまして、今後智頭町の農業、あるいは農地を守るということについては大変厳しい状況ではございますが、そういうことを踏まえまして、来月からは令和の時代に入りますけれども、取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

議長(会長)	<p>まして、簡単ではありますけれども、挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、4番 小川啓介委員、5番 葉狩健一委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、次の農地の申請があったので審議を求めるものであります。</p> <p>番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の1ページで説明させていただきます。</p> <p>1番です。三田字小深田407番、田んぼで1,131㎡です。権利種別は3条の有償移転でございます。譲渡人が三田196番地の●●●●さん、譲受人が三田225番地の●●●●さんです。事由としては●●●●さんからの申し出によるものでございます。</p> <p>農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておりますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。</p> <p>場所でございますが、位置図の1ページをご覧ください。下中集落の中の農地でございます。2ページに公図を付けておりまして、黄色く示した部分が対象農地でございます。3ページには現況写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、13番 山中眞守委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
13番	<p>3月8日、丁度先月の総会の日午前中ですが、●●●●君の方から、これこれこうで●●●●さんから頂きたいという話を聞きました。●●さんは独り者で、息子さんがおりますがこちらの方には居られないということで、もう農業はようしないということで、●●●●君の方が買い取るということでした。</p> <p>それから月末に、申請書類をどうしたらよいかということで、自分で申請しても良いし、代理申請しても良いですとお話ししました。</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>3月28日に現地確認しましたところであります。 別段、要件等には不足はありません。 以上です。</p> <p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に、番号2の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>2番です。まず、一筆目が上市向河原上平 1254 番 2、田んぼで 600 m²。二筆目が上市向河原下モ 1257 番、畑、23 m²。三筆目が上市向河原下モ 1258 番 2、田んぼで 744 m²。四筆目が字ヲトロ 1346 番 1、田んぼで 1,070 m²。合わせて 4 筆で、2,437 m²でございます。これは 3 条の無償移転、贈与でございます。譲渡人が智頭 1346 番地 5 の●●●●さん、譲受人が息子さんの●●●●さんとなります。高齢となられたということで、息子さんに贈与されるものでございます。</p> <p>場所ですけれども、位置図の 4 ページをご覧ください。ピンクで示しているところが 4 筆の申請地でございます。道路を挟んで下の方にあります 1346-5 という所が、●●●●さんの自宅となります。5 ページ、6 ページに公図を付けております。黄色く示したところが対象地でございます。7 ページのところに現況写真を付けておりますが、このように耕作されております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただいまの説明に関連して、7 番 國岡美保子員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>7 番</p>	<p>4月6日にお会いして、話しを聞きました。事務局の言われたとおり、高齢になったので、分かる内に贈与したいということでした。 以上です。</p>

議長(会長)	<p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第1号 番号3の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>3番です。場所は東宇塚字屋敷皆地 353 番 1、畑で 86 m²です。権利種別は3条の有償移転でございます。譲渡人が東宇塚 242 番地の●●●●さん、譲受人が東宇塚 347 番地の●●●●さんです。これは譲受人、●●さんからの要請によりまして、自宅に近い農地であるということで、●●さんの方に話があったものでございます。3条の各要件につきましては、事務局の方で確認し、問題ないと判断したものでございます。</p> <p>場所につきましては、図面の8ページからになります。東宇塚集落の中の農地でございまして、真ん中あたりにピンクで示したところが該当地でございます。9ページの公図の、黄色く示した部分が申請地でございます。また、10ページには現況写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、4番 小川啓介員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
4 番	<p>4月4日に、前川推進委員さんの家の前の土地ですので、立ち会いしていただき、現場を確認しました。家の近くで、きれいに管理されておられて当然といった状況でした。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第1号 番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号3は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第1号 番号4の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>4番です。場所は東宇塚字中田817番、畑で162㎡です。こちらも3条の有償移転となります。譲渡人が東宇塚347番地の●●●●さん、譲受人が東宇塚245番地の●●●●さんです。こちらも、●●●●さんの隣の農地ということで、●●●●さんからの申し出により取得されるものです。</p> <p>場所につきましては、申請図の11ページからになります。ピンクで示しましたところが申請地でございます。12ページに公図を付けておりますが、818番と819番が●●さんの農地でございます、そこに隣接する817番を取得したいと求められるものです。13ページに現況写真を付けております。この、田んぼの奥側のところが、今回申請された817番でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、4番 小川啓介員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
4 番	<p>3番と同じく、近くでありますので現地確認しました。また、本人に会って話を聞いて確認せんといけんかなということで、2日に譲受人の●●さんにお会いして話しを聞きました。近くでもあるし、自分の所有する水田のそばであって、隣地が近いということもあって、水田の耕作にもちょっと悪影響があるというような状況だそうです。ですので、光をどうするのか。木も何本か引き受けて切って軽くして、ちょっとずつ管理して畑にするということをおっしゃるので、別段問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第1号 番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号4は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の3ページとなります。場所が、大字智頭字ヲトロ 1344番2、田んぼの99㎡と、二筆目が同じく1345番、田んぼの99㎡で、合わせて2筆198㎡です。所有者は智頭1346番地5の●●●●さんです。非農地の事由としては「昭和55年に自宅を新築した際に、車庫を建築で現在に至る。」ということでございます。</p> <p>図面につきましては、14ページからとなります。真ん中へんにピンクで示したところに車庫が建っておるところでございます。15ページで公図、黄色く示したところが1344番2と1345番ということで、ちょっと現状と合わない形にはなっておりますけれども、この二筆に車庫が建っておるようでございます。16ページに写真を付けておりますけれども、このような形で昭和55年に車庫を建築されて、現在に至るということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、7番 國岡美保子員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
7 番	<p>同じく、4月6日にお会いして話を聞きました。もう既に30年から経っておりますので、致し方ないかなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
	(質問、意見なし)
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)

議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第3号「農業振興地域整備計画変更の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の4ページです。</p> <p>3月18日付けで、智頭町長より意見決定を求められたものです。</p> <p>申請者が、鳥取市吉成南町の●●●さん。建築物等設置者が、一般社団法人 女性と子どものサポートセンターいのちね、でございます。場所は中原字北皆地1051番、田んぼで926㎡です。事由としては駐車場でございます。</p> <p>この部分につきましては、圃場整備が終わっておりますけれども、山郷駅から300メートル以内の農地でありますので、第3種農地となります。許可根拠としては、原則許可となります。</p> <p>場所ですけれども、申請位置図の17ページに位置図を付けております。中原集落のちょうど真ん中辺になりまして、国道の向こう側の農地でございます。黄色く示しておりますところが場所ですが、その下にあります建物のところが、完成した暁には、いのちねさんが建物を改修されて事務所ごと移転されるということでございます。18ページに公図を付けております。黄色く示した部分、1051番が申請地でございます。19ページは利用計画図でございます。この赤く囲った部分が田んぼで、ここを駐車場ということで、31台停められるような形になります。</p> <p>今回の農振除外手続きが終わりましたら、申請地の下にある建物の右側に「いのちね広場」とありますが、ここも農地でありますので、ここは既に農振除外地でありますから、ここと合わせて農地法第5条の申請がされる予定でございます。</p> <p>20ページに現況写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、5番 葉狩健一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
5 番	<p>中澤肇さんとは3月30日に、電話でのやり取りで確認を取りました。この場所も長らく耕作されていない場所です。今は、県の河川の災害復旧工事の資材置き場としてしばらく利用されるようになっています。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>

	(質問、意見なし)
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の5ページとなります。</p> <p>3月20日付けで智頭町長から意見決定を求められたものであります。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田んぼで、合計が16,415㎡です。利用権を設定する者が6名、受ける者が6名でございます。期間につきましては、3年から5年未満のものが1,716㎡、5年から10年未満のものが14,699㎡となります。</p> <p>6ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
	(質問、意見なし)
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第5号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段</p>

<p>事務局長</p>	<p>の面積の設定について」を議題とします。 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について決議するものです。 それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>議案書の7ページをお願いします。 基本的には今までと変わるところはございません。ただ、一番下のところに、「智頭町空き屋バンクに登録された空き屋に付随する農地」につきましては、1アール、100㎡あれば認めようとするものでございます。 これにつきましては、今回の農業新聞の2面にもあったと思いますけれども、空き屋付き付随農地の要件面積の引き下げというようなことが、国の方でも検討されておられます。どうしても、その家でないと作りにくい農地とうものがありまして、そこを認めないと逆に荒れてしまう、耕作放棄地になってしまうことがあります。今回このような形で、「空き屋バンクに登録された」という条件を付けまして、下限面積を引き下げて認めることを付け加えるものでございます。 以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>よろしいですか。 これでは規模拡大を図るのに面積が少ないのでは、という意見を出していただいてもよろしいですが、いかがですか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することにいたしました。 次に、日程第3 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を下記のと</p>

<p>事務局長</p>	<p>おり受理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告させます。</p> <p>それでは議案書の8ページ、9ページをお願いします。公共事業の施行に伴う一時転用でございます。 (議案書に基づいて、個別の農地転用報告書の内容を説明) 以上の5件を受理いたしました。 なお、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。 以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>報告が終わりました。 次に、日程第3 報告第2号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について」を議題とします。 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告させます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の10ページをご覧ください。 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届を受け付けました。 (議案書に基づいて、通知書の内容を説明) 以上の1件を受理いたしました。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>報告が終わりました。 担当委員さんは、現地確認をしていただけましたでしょうか。</p> <p>(「はい」という者の声あり)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第1回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉 会 午後2時45分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

平成31年4月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 小 川 啓 介

智頭町農業委員会委員 葉 狩 健 一